

経 済 産 業 省

20210706保局第4号
令和3年8月2日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正（整合規格の採用） 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）【別表第十二関係】

(下線部分は改正部分)

改正後				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(2019) ～ J60309-1(H23)	(略)	(略)	(略)	J60065(2019) ～ J60309-1(H23)	(略)	(略)	(略)
<u>J60320-1(2021)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ</u> — 第1部：一般要求事項	<u>JIS C 8283-1:2019+追補1(2021)</u>	<u>IEC 60320-1(2015), Amd. No. 1(2018)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60320-1(2019)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ</u> — 第1部：一般要求事項	<u>JIS C 8283-1:2019</u>	<u>IEC 60320-1(2015)に対応</u>
J60320-1(H26)	(略)	(略)	(略)	J60320-1(H26)	(略)	(略)	(略)
<u>J60320-2-1(2021)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ</u> — 第2-1部：ミシン用カプラ	<u>JIS C 8283-2-1:2021</u>	<u>IEC 60320-2-1(2018)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60320-2-1(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ —	JIS C 8283-2-1:2008	IEC 60320-2-1(2000)に対応	J60320-2-1(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ —	JIS C 8283-2-1:2008	IEC 60320-2-1(2000)に対応

	第2-1部：ミシン用 カプラ		令和6年7月31 日まで有効		第2-1部：ミシン用 カプラ		
J60320-2- 2(H21)	(略)	(略)	(略)	J60320-2- 2(H21)	(略)	(略)	(略)
<u>J60320-2- 3(2021)</u>	家庭用及びこれに類す る用途の機器用カプラ — 第2-3部：IPX1 以上の保護等級をもつ 機器用カプラ	<u>JIS C 8283- 2-3:2021</u>	<u>IEC 60320-2- 3(2018)</u> に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60320-2- 3(H21)	家庭用及びこれに類す る用途の機器用カプラ — 第2-3部：IPX1 以上の保護等級をもつ 機器用カプラ	JIS C 8283- 2-3:2008	IEC 60320-2- 3(1998), Amd. No. 1(2004)に 対応 令和6年7月31 日まで有効	J60320-2- 3(H21)	家庭用及びこれに類す る用途の機器用カプラ — 第2-3部：IPX1 以上の保護等級をもつ 機器用カプラ	JIS C 8283- 2-3:2008	IEC 60320-2- 3(1998), Amd. No. 1(2004)に 対応
J60320-2- 4(H26) ～ J60335-2- 4(H30)	(略)	(略)	(略)	J60320-2- 4(H26) ～ J60335-2- 4(H30)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2- 4(H20)</u>	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性— 第2-4部：電気脱水 機の個別要求事項	<u>JIS C 9335- 2-4:2004</u>	<u>IEC 60335-2- 4(2002)</u> に対応 平成33年7月19 日まで有効
J60335-2- 5(H20) ～ J60335-2- 7(H30)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 5(H20) ～ J60335-2- 7(H30)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2- 7(H20)</u>	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性— 第2-7部：電気洗濯 機の個別要求事項	<u>JIS C 9335- 2-7:2004</u>	<u>IEC 60335-2- 7(2002)</u> に対応 平成31年5月24 日まで有効。 ただしJISC 9335-2-7:2017

							20.107 項に適合している構造である場合は、平成33年5月24日まで有効とする。
J60335-2-8 (H29) ～ J60335-2-12 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-8 (H29) ～ J60335-2-12 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-13 (2021)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－1 3部：深めのフライ鍋、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-13:2021</u>	<u>IEC 60335-2-13 (2009), Amd. No. 1 (2016)</u> に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-13 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－1 3部：深めのフライなべ、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-13:2006	IEC 60335-2-13 (2002) に対応 令和6年7月31日まで有効	J60335-2-13 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－1 3部：深めのフライなべ、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-13:2006	IEC 60335-2-13 (2002) に対応
<u>J60335-2-14 (2021)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－1 4部：ちゅう房機器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-14:2021</u>	<u>IEC 60335-2-14 (2016), Amd. No. 1 (2019)</u> に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-14 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－1 4部：ちゅう房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-14:2005	IEC 60335-2-14 (2002) に対応 令和6年7月31日まで有効	J60335-2-14 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－1 4部：ちゅう房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-14:2005	IEC 60335-2-14 (2002) に対応
<u>J60335-2-15 (2021)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－1 5部：液体加熱機器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-15:2021</u>	<u>IEC 60335-2-15 (2012), Amd. No. 1 (2016), Amd. No. 2 (2018)</u> に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2-15 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－15部：液体加熱機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-15:2004	IEC 60335-2-15 (2002) に対応 令和6年7月31日まで有効	J60335-2-15 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－15部：液体加熱機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-15:2004	IEC 60335-2-15 (2002) に対応
J60335-2-16 (H27) ～ J60335-2-32 (H30)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-16 (H27) ～ J60335-2-32 (H30)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-32 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－32部：マッサージ器の個別要求事項	JIS C 9335-2-32:2005	IEC 60335-2-32 (2002) に対応 平成33年7月19日まで有効
J60335-2-34 (H20) ～ J60335-2-52 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-34 (H20) ～ J60335-2-52 (H29)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-53 (2021)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－53部：サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項	JIS C 9335-2-53:2021	IEC 60335-2-53 (2011), Amd. No. 1 (2017) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-53 (H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－53部：サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項	JIS C 9335-2-53:2015	IEC 60335-2-53 (2011) に対応 令和6年7月31日まで有効	J60335-2-53 (H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－53部：サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項	JIS C 9335-2-53:2015	IEC 60335-2-53 (2011) に対応
J60335-2-54 (2021)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－54部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-54:2021	IEC 60335-2-54 (2008), Amd. No. 1 (2015), Amd. No. 2 (2019) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2-54 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－54部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-54:2005	IEC 60335-2-54 (2002), Amd. No. 1 (2004) に対応 令和6年7月31日まで有効	J60335-2-54 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－54部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-54:2005	IEC 60335-2-54 (2002), Amd. No. 1 (2004) に対応
J60335-2-55 (H29) ～ J60335-2-60 (H30)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-55 (H29) ～ J60335-2-60 (H30)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-60 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－60部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-60:2016	IEC 60335-2-60 (2002), Amd. No. 1 (2004), Amd. No. 2 (2008) に対応 平成33年7月19日まで有効
J60335-2-61 (H29) ～ J60335-2-64 (H28)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-61 (H29) ～ J60335-2-64 (H28)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-65 (2021)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－65部：空気清浄用機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-65:2021	IEC 60335-2-65 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2015) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-65 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－65部：空気清浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-65:2004	IEC 60335-2-65 (2002) に対応 令和6年7月31日まで有効	J60335-2-65 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－65部：空気清浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-65:2004	IEC 60335-2-65 (2002) に対応
J60335-2-66 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-66 (H20)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-67 (2021)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－	JIS C 9335-2-67:2021	IEC 60335-2-67 (2012),	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	第2-67部：業務用床処理機の個別要求事項		Amd. No. 1(2016)に対応				
J60335-2-67(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-67部：工業用及び業務用床処理並びに床磨き機の個別要求事項	JIS C 9335-2-67:2005	IEC 60335-2-67(2002)に対応 令和6年7月31日まで有効	J60335-2-67(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-67部：工業用及び業務用床処理並びに床磨き機の個別要求事項	JIS C 9335-2-67:2005	IEC 60335-2-67(2002)に対応
J60335-2-71(H20) ～ J60335-2-75(H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-71(H20) ～ J60335-2-75(H29)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-76(2021)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-76部：電気さく用電源装置の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-76:2021</u>	<u>IEC 60335-2-76(2018)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-76(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-76部：電気さく用電源装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-76:2017	IEC 60335-2-76(2002), Amd. No. 1(2006), Amd. No. 2(2013)に対応 令和6年7月31日まで有効	J60335-2-76(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-76部：電気さく用電源装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-76:2017	IEC 60335-2-76(2002), Amd. No. 1(2006), Amd. No. 2(2013)に対応
J60335-2-77(H20) ～ J60335-2-80(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-77(H20) ～ J60335-2-80(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-81(2021)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-81部：足温器及び電熱マットの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-81:2021</u>	<u>IEC 60335-2-81(2015), Amd. No. 1(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2-81 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－81部：足温器及び電熱マットの個別要求事項	JIS C 9335-2-81:2006	IEC 60335-2-81 (2002) に対応 令和6年7月31日まで有効	J60335-2-81 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－81部：足温器及び電熱マットの個別要求事項	JIS C 9335-2-81:2006	IEC 60335-2-81 (2002) に対
J60335-2-82 (H30)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-82 (H30)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-82 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－82部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-82:2005	IEC 60335-2-82 (2002) に対応 平成33年5月24日まで有効
J60335-2-83 (H27) ～ J60335-2-84 (H30)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-83 (H27) ～ J60335-2-84 (H30)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-84 (H25)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：トイレととも に使用する電気機器 の個別要求事項	JIS C 9335-2-84:2011	IEC 60335-2-84 (2002) に対 応 平成33年5月24 日まで有効
J60335-2-85 (2021)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－85部：ファブリックスチーマの個別要求事項	JIS C 9335-2-85:2021	IEC 60335-2-85 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2017) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-85 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－85部：ファブリックスチーマの個別要求事項	JIS C 9335-2-85:2005	IEC 60335-2-85 (2002) に対 応 令和6年7月31 日まで有効	J60335-2-85 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－85部：ファブリックスチーマの個別要求事項	JIS C 9335-2-85:2005	IEC 60335-2-85 (2002) に対 応
J60335-2-89 (2021)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－	JIS C 9335-2-89:2021	IEC 60335-2-89 (2019) に対 応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	第2-89部：業務用 冷凍冷蔵機器及び製氷 機の個別要求事項						
J60335-2- 89 (H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2-89部：業務用 冷凍冷蔵機器の個別要 求事項	JIS C 9335- 2-89:2005	IEC 60335-2- 89 (2002) に対 応 令和6年7月31 日まで有効	J60335-2- 89 (H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2-89部：業務用 冷凍冷蔵機器の個別要 求事項	JIS C 9335- 2-89:2005	IEC 60335-2- 89 (2002) に対 応
J60335-2- 90 (2019) ～ J60335-2- 96 (H28)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 90 (2019) ～ J60335-2- 96 (H28)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2- 98 (2021)</u>	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2-98部：加湿器 の個別要求事項	<u>JIS C 9335- 2-98:2021</u>	<u>IEC 60335-2- 98 (2002), Amd. No. 1 (2004)</u> , <u>Amd. No. 2 (2008)</u> に対 応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2- 98 (H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2-98部：加湿器 の個別要求事項	JIS C 9335- 2-98:2006	IEC 60335-2- 98 (2002) に対 応 令和6年7月31 日まで有効	J60335-2- 98 (H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2-98部：加湿器 の個別要求事項	JIS C 9335- 2-98:2006	IEC 60335-2- 98 (2002) に対 応
J60335-2- 100 (H20) ～ J60335-2- 102 (H30)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 100 (H20) ～ J60335-2- 102 (H30)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2- 102 (H20)</u>	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2-102部：商用 電源に接続するガス、 石油及び固形燃料燃焼 機器の個別要求事項	<u>JIS C 9335- 2-102:2007</u>	<u>IEC 60335-2- 102 (2004) に対 応</u> 平成33年7月19 日まで有効
J60335-2- 105 (H20) ～	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 105 (H20) ～	(略)	(略)	(略)

J60335-2-J7 (H30)				J60335-2-J7 (H30)			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-J7 (H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－207部：水電解器の個別要求事項	JIS C 9335-2-207:2007	平成33年7月31日まで有効
J60335-2-J9 (H30)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-J9 (H30)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-J9 (H23)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－209部：家庭用電気治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2-209:2009	平成33年7月19日まで有効
J60335-2-J10 (H30)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-J10 (H30)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-J10 (H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－210部：家庭用電気磁気治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2-210:2007	平成33年7月19日まで有効
J60335-2-J11 (H30)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-J11 (H30)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-J11 (H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2-211:2007	平成33年7月31日まで有効
J60335-2-J12 (H30)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-J12 (H30)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-J12 (H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－212部：家庭用吸入器の個別要求事項	JIS C 9335-2-212:2007	平成33年7月19日まで有効
J60400 (H29)～	(略)	(略)	(略)	J60400 (H29)～	(略)	(略)	(略)

J60598-2-20 (H30)				J60598-2-20 (H30)			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60598-2-20 (H25)	照明器具— 第2-20部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-20：2011	IEC 60598-2-20(2010)に対応 平成33年7月19日まで有効
J60598-2-21 (H30) ～ J60669-2-1(2019)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-21 (H30) ～ J60669-2-1(2019)	(略)	(略)	(略)
J60669-2-1 (H26)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ— 第2-1部：電子スイッチの個別要求事項	JIS C 8281-2-1：2012	IEC 60669-2-1(2002), Amd. No. 1(2008)に対応 令和4年7月31日まで有効 <u>この基準を適用した場合、表2を適用せず、別表第十第五章を適用する。</u>	J60669-2-1 (H26)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ— 第2-1部：電子スイッチの個別要求事項	JIS C 8281-2-1：2012	IEC 60669-2-1(2002), Amd. No. 1(2008)に対応 令和4年7月31日まで有効
J60669-2-2 (H26) ～ J60669-2-3 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60669-2-2 (H26) ～ J60669-2-3 (H26)	(略)	(略)	(略)
J60670-1(2021)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー— 第1部：一般要求事項	JIS C 8462-1:2021	IEC 60670-1(2015)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60670-1 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60670-1 (H26)	(略)	(略)	(略)

~ J60670-22 (H29)				~ J60670-22 (H29)			
J60670-31 (H30)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第31部：合成樹脂製のボックス，エンクロージャー，その他の附属品及びケーブル配線用スイッチボックスの個別要求事項	JIS C 8462-31:2017	令和6年7月31日まで有効	J60670-31 (H30)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第31部：合成樹脂製のボックス，エンクロージャー，その他の附属品及びケーブル配線用スイッチボックスの個別要求事項	JIS C 8462-31:2017	(新設)
J60691 (2020) ~ J60745-2-4 (H22)	(略)	(略)	(略)	J60691 (2020) ~ J60745-2-4 (H22)	(略)	(略)	(略)
J60745-2-5 (H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－5部：丸のこの個別要求事項	JIS C 9745-2-5:2009	IEC 60745-2-5 (2003) に対応 令和6年7月31日まで有効	J60745-2-5 (H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－5部：丸のこの個別要求事項	JIS C 9745-2-5:2009	IEC 60745-2-5 (2003) に対応
J60745-2-6 (H22) ~ J60745-2-13 (H14)	(略)	(略)	(略)	J60745-2-6 (H22) ~ J60745-2-13 (H14)	(略)	(略)	(略)
J60745-2-14 (H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－14部：かんなの個別要求事項	JIS C 9745-2-14:2009	IEC 60745-2-14 (2003)， Amd. No. 1 (2006) に対応 令和6年7月31日まで有効	J60745-2-14 (H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－14部：かんなの個別要求事項	JIS C 9745-2-14:2009	IEC 60745-2-14 (2003)， Amd. No. 1 (2006) に対応
J60745-2-15 (H14) ~	(略)	(略)	(略)	J60745-2-15 (H14) ~	(略)	(略)	(略)

J60745-2-21 (H22)				J60745-2-21 (H22)			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60825-1 (H14)	レーザー製品の安全基準	JIS C 6802:1998	IEC 60825-1 (1993), Amd. No. 1 (1998) に対応
J60838-1 (2019) ~ J60884-2-3 (H23)	(略)	(略)	(略)	J60838-1 (2019) ~ J60884-2-3 (H23)	(略)	(略)	(略)
J60884-2-5 (2021)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第2-5部:アダプタの個別要求事項	JIS C 8282-2-5:2021 ただし、附属書AAは適用しない	IEC 60884-2-5 (2017) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60884-2-5 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第2-5部:アダプタの個別要求事項	JIS C 8282-2-5:2007	IEC 60884-2-5 (1995) に対応 令和6年7月31日まで有効	J60884-2-5 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第2-5部:アダプタの個別要求事項	JIS C 8282-2-5:2007	IEC 60884-2-5 (1995) に対応
J60884-2-6 (H20) ~ J60884-2-J1 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60884-2-6 (H20) ~ J60884-2-J1 (H20)	(略)	(略)	(略)
J60898-1 (2021)	住宅及び類似設備用配線用遮断器	JIS C 8211:2020+追補1 (2021)	IEC 60898-1 (2015) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60947-1 (2020) ~ J60968 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60947-1 (2020) ~ J60968 (H29)	(略)	(略)	(略)
J60974-1 (2020)	アーク溶接装置ー 第1部:アーク溶接電源	JIS C 9300-1:2020	IEC 60974-1 (2017) に対応 この基準を適	J60974-1 (2020)	アーク溶接装置ー 第1部:アーク溶接電源	JIS C 9300-1:2020	IEC 60974-1 (2017) に対応

			用した場合、 J60974-10 (2019)及び表 2の基準を適 用する。				
J60974-1 (H22)	(略)	(略)	(略)	J60974-1 (H22)	(略)	(略)	(略)
J60974-3 (2020)	アーク溶接装置－ 第3部：アーク起動及 びアーク安定化装置	JIS C 9300- 3:2020	IEC 60974-3 (2019)に対応 この基準を適 用した場合、 J60974-10 (2019)及び表 2の基準を適 用する。	J60974-3 (2020)	アーク溶接装置－ 第3部：アーク起動及 びアーク安定化装置	JIS C 9300- 3:2020	IEC 60974-3 (2019)に対応
J60974-3 (H22) ～ J60998-2-4 (H22)	(略)	(略)	(略)	J60974-3 (H22) ～ J60998-2-4 (H22)	(略)	(略)	(略)
<u>J61008-1 (2021)</u>	住宅及び類似設備用漏 電遮断器－過電流保護 装置なし (R C C B s)	<u>JIS C 8221:2020+</u> <u>追補1 (2021)</u>	<u>IEC 61008- 1 (2010), Amd. No. 1 (2012), Amd. No. 2 (2013)</u> に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>J61009-1 (2021)</u>	住宅及び類似設備用漏 電遮断器－過電流保護 装置付き (R C B O s)	<u>JIS C 8222:2021</u>	<u>IEC 61009-1 (2010), Amd. No. 1 (2012), Amd. No. 2 (2013)</u> に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61029-1 (H20) ～ J61050 (H29)	(略)	(略)	(略)	J61029-1 (H20) ～ J61050 (H29)	(略)	(略)	(略)
<u>J61058-1 (2021)</u>	機器用スイッチ－ 第1部：通則	<u>JIS C 4526- 1:2020</u>	<u>IEC 61058-1 (2016)</u> に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J61058-1 (H29)	(略)	(略)	(略)	J61058-1 (H29)	(略)	(略)	(略)
<u>J61058-1-1 (2021)</u>	機器用スイッチー第1-1部：機械スイッチの要求事項	<u>JIS C 4526-1-1:2020</u>	<u>IEC 61058-1 (2016) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61058-2-1 (H29) ～ J61558-2-23 (H21)	(略)	(略)	(略)	J61058-2-1 (H29) ～ J61558-2-23 (H21)	(略)	(略)	(略)
J62133 (H28)	ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性	JIS C 8712:2015	IEC 62133 (2012) に対応 令和6年7月31日まで有効	J62133 (H28)	ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性	JIS C 8712:2015	IEC 62133 (2012) に対応
<u>J62133-2 (2021)</u>	ポータブル機器用二次電池の安全性ー第2部：リチウム二次電池	<u>JIS C 62133-2:2020</u>	<u>IEC 62133-2 (2017) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J62368-1 (2020) ～ J62841-2-4 (2020)	(略)	(略)	(略)	J62368-1 (2020) ～ J62841-2-4 (2020)	(略)	(略)	(略)
<u>J62841-2-5 (2021)</u>	手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性ー第2-5部：手持形丸のこの個別要求事項	<u>JIS C 62841-2-5:2020</u>	<u>IEC 62841-2-5 (2014) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>J62841-2-14 (2021)</u>	手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性ー第2-14部：手持形かんなの個別要求事項	<u>JIS C 62841-2-14:2020</u>	<u>IEC 62841-2-14 (2015) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J71001 (2019)	(略)	(略)	(略)	J71001 (2019)	(略)	(略)	(略)

~ J73001-2-3 (H29)			
<u>J74001 (2021)</u>	配線器具の安全性	<u>JIS C 8300:2019+ 追補1 (2021)</u>	
(削除)	(削除)	(削除)	
J75001 (H29) ~ J77001 (2020)	(略)	(略)	(略)
J8528-8 (H16)	往復動内燃機関駆動による交流発電装置パート8：低出力発電装置に対する要求事項及び試験	別紙199	International Standard Organization 規格（以下「ISO」という。） 8528-8 (1995) に対応 令和5年9月30日まで有効 <u>この基準を適用した場合、表2を適用せず別表第十第9章を適用する。</u>
J8528-13 (2020)	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

~ J73001-2-3 (H29)			
(新設)	(新設)	(新設)	
J74001 (2019)	配線器具の安全性	JIS C 8300:2019	
J75001 (H29) ~ J77001 (2020)	(略)	(略)	(略)
J8528-8 (H16)	往復動内燃機関駆動による交流発電装置パート8：低出力発電装置に対する要求事項及び試験	別紙199	International Standard Organization 規格（以下「ISO」という。） 8528-8 (1995) に対応 令和5年9月30日まで有効
J8528-13 (2020)	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表 2. 雑音の強さに関する基準

表 (略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

なお、表 1 に掲げる基準のうち、雑音の強さの規定が含まれる基準にあつては、表 2 の雑音の強さに関する基準を適用しない。

(表 削除)

表 3～表 5 (略)

表 2. 雑音の強さに関する基準

表 (略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

なお、次の表の左欄に掲げる電気用品であつて、上記の表 2 に示す基準 (J55001は除く。) が適用されないものは、表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。

表

<u>イ 配線器具</u>	<u>別表第十 第5章 (光電式自動点滅器を除く)</u>
<u>ロ 携帯発電機</u>	<u>別表第十 第9章</u>
<u>ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの</u>	<u>別表第十 第2章から第8章までの該当する章</u>

表 3～表 5 (略)